

議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）による地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員への移行又は業務実施体制の見直し等により廃止する非常勤特別職を、報酬及び費用弁償の支給対象から除くため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 9 号）の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬、費用弁償及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

別表市政協力員の項を削り、同表行政不服審査会会長の項中「日額 8,600」を「8,600」に改め、同表市税等徴収事務指導員の項及び適応指導教室指導員の項から英語指導助手の項までを削り、同表学校開放運営委員会委員長の項中「日額 8,600」を「8,600」に改め、同表八重原公民館長の項から上総地域交流センター所長の項までを削り、同表産業医の項中「30,000」を「月額 30,000」に改め、同表法律相談員の項から幼児ことばの相談員の項までを削り、同表子ども・子育て会議会長の項中「8,600」を「日額 8,600」に改め、同表消費生活相談員の項、環境監視員の項及び火葬場事務嘱託員の項を削り、同表都市計画審議会会長の項中「日額 8,600」を「8,600」に改める。

別表備考を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																																																																								
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬、費用弁償及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>別表（第2条、第4条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> <th style="text-align: center;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>表彰審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">" 7,700 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会会長</td> <td style="text-align: center;">" 8,600 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">" 7,700 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>教育支援委員会会長</td> <td style="text-align: center;">" 8,600 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進協議会委員</td> <td style="text-align: center;">" 7,700 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	省略			表彰審査委員会委員	" 7,700 "	"	省略			行政不服審査会会長	" 8,600 "	"	省略			固定資産評価審査委員会委員	" 7,700 "	"	省略			教育支援委員会会長	" 8,600 "	"	省略			生涯学習推進協議会委員	" 7,700 "	"	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定による非常勤の職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬、同条第3項の規定に基づく費用弁償及びその支給方法を定めることを目的とする。</u></p> <p>別表（第2条、第4条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> <th style="text-align: center;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>表彰審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">" 7,700 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>市政協力員</td> <td style="text-align: center;">平等割 年額 143,000 世帯割 1世帯当 たり 年額 600</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会会長</td> <td style="text-align: center;">日額 8,600</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">" 7,700 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>市税等徴収事務指導員</td> <td style="text-align: center;">" 15,000 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>教育支援委員会会長</td> <td style="text-align: center;">" 8,600 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進協議会委員</td> <td style="text-align: center;">" 7,700 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>適応指導教室指導員</td> <td style="text-align: center;">" 9,000 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>国際化推進コーディネーター</td> <td style="text-align: center;">" 12,440 "</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	省略			表彰審査委員会委員	" 7,700 "	"	市政協力員	平等割 年額 143,000 世帯割 1世帯当 たり 年額 600	"	行政不服審査会会長	日額 8,600	"	省略			固定資産評価審査委員会委員	" 7,700 "	"	市税等徴収事務指導員	" 15,000 "	"	教育支援委員会会長	" 8,600 "	"	省略			生涯学習推進協議会委員	" 7,700 "	"	適応指導教室指導員	" 9,000 "	"	国際化推進コーディネーター	" 12,440 "	"
区分	報酬の額	旅費の額																																																																							
省略																																																																									
表彰審査委員会委員	" 7,700 "	"																																																																							
省略																																																																									
行政不服審査会会長	" 8,600 "	"																																																																							
省略																																																																									
固定資産評価審査委員会委員	" 7,700 "	"																																																																							
省略																																																																									
教育支援委員会会長	" 8,600 "	"																																																																							
省略																																																																									
生涯学習推進協議会委員	" 7,700 "	"																																																																							
区分	報酬の額	旅費の額																																																																							
省略																																																																									
表彰審査委員会委員	" 7,700 "	"																																																																							
市政協力員	平等割 年額 143,000 世帯割 1世帯当 たり 年額 600	"																																																																							
行政不服審査会会長	日額 8,600	"																																																																							
省略																																																																									
固定資産評価審査委員会委員	" 7,700 "	"																																																																							
市税等徴収事務指導員	" 15,000 "	"																																																																							
教育支援委員会会長	" 8,600 "	"																																																																							
省略																																																																									
生涯学習推進協議会委員	" 7,700 "	"																																																																							
適応指導教室指導員	" 9,000 "	"																																																																							
国際化推進コーディネーター	" 12,440 "	"																																																																							

学校開放運営委員会委員長	〃	8,600	〃
省略			
スポーツ推進委員	〃	7,700	〃

産業医	月額	30,000	〃
省略			
児童扶養手当障害認定医	1件	7,000	〃

子育て支援等担当補助教員	〃	8,050	〃
社会教育指導員	月額	97,000	〃
家庭教育指導員	〃	80,000	〃
英語指導助手	〃	310,000	〃
学校開放運営委員会委員長	日額	8,600	〃
省略			
スポーツ推進委員	〃	7,700	〃
八重原公民館長	月額	124,000	〃
周西公民館長	〃	124,000	〃
周南公民館長	〃	124,000	〃
小糸公民館長	〃	124,000	〃
清和公民館長	〃	124,000	〃
小櫃公民館長	〃	124,000	〃
上総公民館長	〃	124,000	〃
公民館分館長	年額	74,000	〃
久留里城址資料館長	月額	124,000	〃
上総地域交流センター所長	月額	124,000	〃
産業医	〃	30,000	〃
省略			
児童扶養手当障害認定医	1件	7,000	〃
法律相談員	1回	30,000	〃
結婚相談員	月額	47,000	〃
家庭相談員	〃	96,000	〃
母子・父子自立支援員	〃	96,000	〃
聴覚障害者相談員	〃	96,000	〃
幼児ことばの相談員	日額	15,000	〃

子ども・子育て会議会長	日額	8,600	〃
省略			
介護保険運営協議会委員	〃	7,700	〃
住居表示審議会会長	〃	8,600	〃
省略			
空家等審議会委員	〃	7,700	〃
都市計画審議会会長	〃	8,600	〃
省略			

子ども・子育て会議会長	〃	8,600	〃
省略			
介護保険運営協議会委員	〃	7,700	〃
消費生活相談員	〃	8,000	〃
住居表示審議会会長	〃	8,600	〃
省略			
空家等審議会委員	〃	7,700	〃
環境監視員	月額	144,000	〃
火葬場事務嘱託員	証明1件につき	〃	
		100	
都市計画審議会会長	日額	8,600	〃
省略			

備考 上総地域交流センター所長が上総公民館長を兼ねる場合は、上総公民館長の報酬は支給しない。